

蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第3次）
策定に向けての提言

令和5年12月15日

蕨市男女共同参画推進委員会

趣 旨

蕨市では、平成 15 年 6 月 1 日に、蕨市の独自性、地域性を盛り込んだ「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」が施行され、蕨市男女共同参画パートナーシップ条例に基づいた計画として、平成 16 年に「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」が策定されました。現在、第 2 次となる後期計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各施策が総合的かつ計画的に推進され、「審議会等への女性の登用状況」を県内トップクラスとして維持し、また、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を創設するなど、個性と能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現を着実に進められています。

平成 24 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正を受け、「男女共同参画パートナーシッププラン」から独立した下位の分野別計画として「蕨市DV防止基本計画」を策定するとともに、蕨市配偶者暴力相談支援センターを設置するなどして、DV防止とDV被害者への相談機能の充実や自立支援など、各種取り組みも推し進められています。

しかしながら、国や埼玉県の種類調査や市の男女共同参画市民意識調査からも、さまざまな場面で、依然として固定的な性別による役割分担意識と性差による偏見や思い込みの根深い実態があり、改めていかなければならない慣習や制度の課題が依然として残っています。また、社会問題として、女性に対する暴力や性の多様性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

蕨市では、蕨市男女共同参画パートナーシップ条例の基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画するとともに、性の多様性が尊重されることにより、誰もが自分らしく生きていくことができる社会づくりをさらに進めることが重要と考えます。

第 3 次となる蕨市男女共同参画パートナーシッププランの策定に当たっては、この提言書の内容を十分に尊重され、蕨市が目指す男女共同参画のまちづくりをよりいっそう推進されることを願うものです。

令和 5 年 12 月 15 日

蕨市男女共同参画推進委員会 委員長 足立 明美

提 言

【提言１】

固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消し、性別にかかわらず、個人の個性や能力を発揮できるまちを目指し、男女共同参画と人権尊重の意識づくり及び性の多様性への理解を促進する。

（理由） 日常生活の様々な場面において、人々の意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣習及び性差による偏見・無意識の思い込みは、女性・男性に限らず各世代の意識のなかに存在しています。また、L G B T Q等性的少数者の人々に対し、社会生活のなかで起きるさまざまな偏見や差別等の人格に関わる問題を解消することも大きな課題となっています。

「令和５年度蕨市男女共同参画市民意識調査」では、『男は仕事、女は家庭』という考え方に『反対』または『どちらかと言えば反対』とした回答が全体で64.9%を占めているものの、『賛成』または『どちらかと言えば賛成』とする回答が20.4%あります。また、『性的マイノリティの方々にとって、偏見や差別により生活しづらい社会』については、『思う』、『どちらかといえば思う』を含めた回答が62.9%となっています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人ひとりがジェンダー平等について意識を高めていく必要があります。更に、固定的な性別役割の意識等の無意識の偏見や思い込みを生じさせない意識啓発や教育をよりいっそう進めることが重要であると考えます。

【提言2】

仕事へのやりがいや充実感を感じながら、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期など人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や支援を推進する。

(理由) 共働き世帯やひとり親世帯の増加など、家庭の在り方が変化するなかで、家事や育児、介護など様々な事情や背景を持った人も働き続け、その能力を発揮し、活躍することができるような環境を整備することが必要です。また、性別に関わりなくすべての人が、その個性と能力を十分に発揮して、さまざまな分野で活躍できる社会づくりが重要です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27（2015）年9月に公布され、国や地方公共団体による支援や、事業主の行動計画の策定などが定められました。これにより、男女共同参画社会の実現に向けて、女性が働くことができる環境の整備のほか、再就職・起業等の支援を行うことが求められています。

「令和5年度蕨市男女共同参画市民意識調査」では、『平日の家事・育児に関わる時間』の問いに対して、男性が『1時間未満』や『ほとんど関わっていない』が多数を占める一方、女性は『1～3時間』や『6時間以上』と多い結果となっています。

こうした状況から、ワーク・ライフ・バランスを充実することが、ディセンセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現や地域の活力を高めることとなり、豊かで活力ある地域社会の形成に繋がるものと思われます。蕨市は、社会における女性活躍への取り組みの強化や、ワーク・ライフ・バランスへの理解を進めるとともに、働くことに対する個人の考え方や事業所の在り方について、意識啓発や支援などを行うことが重要と考えます。

【提言3】

防災の分野をはじめ、地域活動において男女共同参画の視点到重要性が高まっていることを背景に、住みなれた地域で安全・安心に暮らせるまちを目指し、地域活動に男女が共に参画するとともに、多様な意見が反映されるコミュニティづくりを推進する。

(理由) 性別にかかわらず地域活動の場に参画し、地域で個人の能力を発揮していくためには、男性や女性など、それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。地域活動を中心となって進める役割を男女いずれか一方に固定することや、性別によって活動内容を区別すること、意思決定を行う役割の多くを男性が担っていることは、全国的にも課題となっています。

蕨市では「審議会等の女性委員の登用状況」が、ここ数年、県内のトップ3の割合を維持し、政策・方針決定過程へ多様な視点を取り入れ、幅広い議論を行っておられると拝察いたします。一方、「令和5年度蕨市男女共同参画市民意識調査」では、町会などの役職に女性が少ない理由に、60.2%が『家事・育児・介護などを主に女性が担っている』、次いで41.3%が『男性になる方が良いという習慣があるから』、35.3%が『男性優位の組織運営となっている』という結果となっており（複数回答）、その改善が求められます。

このような結果を念頭に、ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができるというジェンダー平等の視点に立ち、施策・方針の決定過程における女性の参画を促進するとともに、災害時の多様なニーズの把握や女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の強化が必要と考えます。

【提言4】

蕨市の最上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンに、男女共同参画パートナーシッププランを位置づける。

(理由) 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なこと、古い慣習や制度が依然として残っていることなどに関わる対応、女性に対する暴力などを排除し人権を尊重するためなど、男女共同参画を推進することは、女性と男性、性別に関わりなく、市民と市が手を携え、誰もが平等で共に参画する明るい地域社会を推進するたいへん重要な要素となっています。

そこで、長期的な展望に基づく都市づくりの将来像を示すとともに、市政を総合的・計画的に運営し、各行政分野における政策や施策の方向性を定める市政運営の最も基本となる計画に、第3次男女共同参画パートナーシッププランが関わるということが分かるように明記していただきたいと考えています。

男女共同参画推進委員会活動記録

期 日	内 容	備 考
令和4年6月24日	第1回 男女共同参画推進委員会	プランの策定スケジュールについて
5年2月19日	第2回 男女共同参画推進委員会	研修会 みんなが自分らしく暮らせるまちへ ～性の多様性とパートナーシップ 制度について考えよう～勉強会～
3月28日	第3回 男女共同参画推進委員会	市民意識調査について
8月22日	第4回 男女共同参画推進委員会	市民意識調査結果報告プラン素案 について
10月31日	第5回 男女共同参画推進委員会	プラン素案について プラン策定に向けた提言について
12月15日	提言	

蕨市男女共同参画推進委員会委員

委員長	足立明美
職務代理	岩淵養光
委員	成田弘子
	森晶子
	栗原元一
	辻美由紀
	加藤光男
	山之内梓
	坂口麻美
	横山直子